

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案要綱

第一 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）とすること。

（第一条及び第三条関係）

二 定義

1 この法律において「量子科学技術」とは、量子に関する科学技術をいうものとする。

2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて

(一) から(三)までのいずれかに該当するものをいうものとする。

(一) 科学技術に関する共通的な研究開発

(二) 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）に重複して設置することが多額の

経費を要するため適当でない認められる施設及び設備を必要とするもの

- (三) 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの (第二条関係)

三 機構の目的

機構は、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とすること。(第四条関係)

四 役員

機構に、役員として、理事三人以内を置くことができるものとする。(第八条関係)

五 業務の範囲

機構は、三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。
- 2 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用

に関する研究開発を行うこと。

3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

5 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

6 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

7 2に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

8 1から7までの業務に附帯する業務を行うこと。
(第十六条関係)

六 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には、適用しないこと。
(第二十一条関係)

七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等

この法律の施行の時に現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が有する権利及び義務であつて、三の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一号及び第二号に掲げる業務（この法律による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に掲げる業務に相当するものに限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継するものとする。 (附則第二条関係)

三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十条第二項に規定する役員として、理事七人以内を六人以内にするるとともに、同法第十七条第一項に規定する業務の範囲のうち第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除くこととする。

(附則第九条関係)

四 その他

1 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第三条から第七条まで関係)

2 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第八条、第十条及び第十一条関係)